

手話言語条例制定後の施策等に関する聞き取り結果（令和元年12月16日実施分）

| 市 | 施行日 | 啓発・教育・研修 | 左のうち 吹田市実施状況 | 手話通訳派遣の条件 (特徴的なもの) | 派遣体制 |
|------|------------|--|----------------------------------|--|---|
| 大東市 | 2015/11/1 | ①市の職員向けの手話研修。 ②市立の小中学校のどこかの学年で、手話に関する授業を年1回開催。 ③市報にて、ほぼ毎月、簡単な手話を2～3語紹介。 ④手話落語などイベント。 ⑤簡単な手話を掲載したハンドブック。 ⑥手話講習会（入門、基礎編） ⑦ステップアップ講座の導入（入門・基礎を終えた人の勉強の場（ろうあ会館へ委託）、大阪府講習会（3年間）との間を少しでも埋める） | ① ② ⑥ | ・派遣要件の拡充 企業からの申請について、次の条件に該当すれば派遣できるよう拡充。 ①主催が市内企業 ②市内での開催 ③市が後援 ④市民が広く利用（参加）できる ⑤聴覚の人が参加する。 | ・非常勤1名 ・正職（手話通訳資格ありの人）2名 ・登録制（市独自で選定） 課題、スキルの高い人へ依頼が偏りがちであること。 |
| 堺市 | 2017/4/1 | ①市長記者会見の動画に手話通訳と字幕をつけて配信するようになった。 ②市民向けの手話講座（5回前後。養成講座ではない。当事者団体協力） ③小学校への出前講座的なものが以前よりは増えたように感じる。 ④職員向けの研修（障がい特性やコミュニケーションをテーマに）実施。 | ①（広報番組の手話付放送） ④ | | |
| 岬町 | 2017/12/22 | | | | |
| 貝塚市 | 2018/4/1 | ①職員向けの手話（手話講習会への参加勧奨） ②小・中学生でも受けることができる手話教室 | ①（研修として講習会に参加） | 公的機関、医療機関、福祉施設、 催し物（公的機関が開催し、文化教養を高めるもの） | ・常勤の嘱託職員1名 |
| 藤井寺市 | 2019/1/1 | ①ステップアップ講座開催（初級に加え中級（半年分）も今年度から開催） ②パンフレット作成中 ③net119普及・啓発支援 今後、市報やHP上での手話紹介を検討している。 | ③（手話通訳を配置して説明会を開催） | 就労に役立つ講座、退職に伴う挨拶などを以前から認めている。 | ・正職1名 ・非常勤2名 ・登録者 |
| 富田林市 | 2019/1/1 | ①手話テレビへの出演（単発） ②職員研修（部長級も含め管理職から） ③出前講座（入門段階は職員、応用編になるとサークル） ④小学校への派遣（サークルで対応してもらう。） | ①（広報番組の手話付放送、ワンポイント手話のコーナー） ② | 専門学校の授業のうち、本人にとって重要と認められる回のみ派遣したことがある。（4～5回） | ・正職2名 ・登録者 |

| 市 | 施行日 | 啓発・教育・研修 | 左のうち 吹田市実施状況 | 手話通訳派遣の条件 (特徴的なもの) | 派遣体制 |
|------|-----------|---|-----------------|--|---------------------------|
| 和泉市 | 2019/3/25 | 現在のところ、特になし 施策推進協議会において手話言語条例に関する施策の推進方針を検討するようになった。 | | 医療機関、自治会、重要物品購入等の契約関係 | 非常勤2名がコーディネーター。派遣は登録者のみ。 |
| 寝屋川市 | 2019/4/1 | ①手話イベント(単発) ②リーフレット作成(単発) ③職員向け手話研修(毎年、新採向け) ④出前講座(市民や民間向け(通訳者が行う)) | ③ | 手話言語条例とは関係なく、中核市移行に伴い広がった事例(専門性の高い派遣)あり、市主催事業という基本は変わらない。 ・介護職員養成講習の実技場面 ・血液学会 | ・非常勤2名 ・登録者 |
| 四条畷市 | 2019/4/1 | ①広報紙コラムで単語掲載(隔月) ②市民課・税務課での手話通訳者 ③医師会への啓発チラシ配布 ④出前講座(設置通訳者) | | 医療機関、自治会、携帯電話店舗(限定)への同行 | ・非常勤2名 ・登録者 |
| 岸和田市 | 2019/4/1 | ①障がい者差別解消セミナー(単発) ②小学校・中学校で動きがあるようだが、障がい福祉課では把握していない。 | ② | 元々要件は緩やかで(ゲートボールや習い事の初回も派遣している。)変更なし。 | ・非常勤2名 ・登録者 ・委託 |
| 羽曳野市 | 2019/4/1 | ①パンフレット作成中 ②図書館に手話コーナー作る(手話関係の書籍) ③学校や放課後、学校の地区から手話を教えてほしいへの対応 ④障がい福祉室入口にモニターを設置し、ろう者へ情報発信をしている。(分かりやすく説明) ⑤ステップアップ講座(登録試験の対策)開催の検討 | | 医療機関、行政機関 | ・正職1名 ・嘱託1名 ・登録者 |
| 東大阪市 | 2019/4/1 | ①啓発・普及(ふれあい祭りにブースを出展し、簡単な手話を教える。障害者の集いで制定を周知する。) ②来年度、手話のサロン(養成講座とは違う。手話を使う人、使わない人がともに集まれる場を模索。元はろう者の集まれる場の提供。内容は未定。) | | 例えばヘルパー養成研修などのように、連続する講座の場合は、派遣体制の確保が困難なため全行程に派遣するわけではない。 | 3の福祉事務所ごとに申請を受け付け、登録者を派遣。 |